

岡山市医師会費

個人定額会費

会員区分		年会費
開業会員 (個人病院長を含む)	院長・所長	90,000円 (★高齢減免の場合、50,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)
	院長・所長	90,000円 (★高齢減免の場合、50,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)
勤務会員	普通会員	15,000円 (★高齢減免の場合、3,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)
	*研修医	0円
診療せず会員		15,000円 (★高齢減免の場合、3,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)

施設負担金

区分	年会費
法人診療所 診療所	90,000円 (★高齢減免の場合、負担なし)
法人病院	360,000円
公的病院	200,000円
公的・会社診療所	30,000円

◎ 開業時負担金 150万円(3親等以内の親族継承は半額)

◎ 会館建設運営醸出金(14年間醸出)(病院等を除く)

※開業の次年度より醸出

(当初11年間) 44,000円(均等割 24,000円+施設割 20,000円)

(残り 3年間) 20,000円(施設割 20,000円)

★ 高齢減免…本会会員で10年以上経過し、かつ満77歳(4月1日現在)に達した会員。

◆ 医師法に基づく研修医及び卒後5年目までの会員。